

## 農地中間管理事業の安定的な運営についての緊急提言

農地中間管理事業は、担い手への農地の集積・集約化を図るために、平成 25 年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、平成 26 年度から国の施策として、全国一斉に開始された。

本事業は制度開始当初は国の負担割合は 7 割相当であるが地方負担は求めない形で開始され、平成 28 年度からは地方負担が求められる形で安定的に事業が実施されてきた。

また、農地の貸借については、令和 5 年度からは、農業経営基盤強化促進法等の改正により、実質的に農地中間管理事業による方法のみとなったことから、農地中間管理機構の役割は高まるものと考えられる。

その一方で、国の令和 5 年度予算は要求額の約 9 割しか割り当てられていない。また、令和 6 年度の概算要求の説明の中で、農地中間管理機構の運営費について、人件費は現行の補助率を維持するものの、事務所等の固定経費については段階的な補助率の見直しを行う方向性が示されたところである。

今後ますます役割が高まる農地中間管理機構の安定的な運営を図るためには、人件費はもとより事務費についても必要な額を継続的に確保していく必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

**農地中間管理事業における農地中間管理機構の運営費について、人件費以外の費用についても、引き続き国の補助率を維持し、必要な額を継続的に確保すること。**